

令和7年5月16日

お客さま各位

福岡ひびき信用金庫

当座勘定払戻請求書の取扱開始および当座勘定規定の一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、当金庫所定の払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱いを開始いたします。

当座勘定からの払戻しについては、お取引店の店頭で、口座名義人（自社）に限り、当金庫所定の払戻請求書へ記名押印のうえ、当座勘定入金帳・当座勘定入金通帳・小切手帳等の口座番号が確認できる書類をご提示いただくことにより、小切手を振出すことなく、払戻しが可能となります。但し、小切手のように、持参人（第三者）への払戻しには応じられません。

なお、小切手による払戻しも引き続きご利用いただけます。

また、当座勘定払戻請求書の取扱開始に伴い、当座勘定規定を下記のとおり改定させていただきます。

改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 当座勘定払戻請求書取扱開始日・当座勘定規定改定日
令和7年8月1日（金）

2. 当座勘定規定の新旧対照表は、以下のとおりです。

（下線部分を変更・追加）

改 定 後	改 定 前
第7条（手形、小切手等の支払） ① ②（略） ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書（以下、払戻請求書という。）を使用してください。 ④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合、取引をお断りすることがあります。	第7条（手形、小切手の支払） ① ②（略） ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

追加

改 定 後	改 定 前
(略)	(略)
第 12 条（手数料等の引落とし）	第 12 条（手数料等の引落とし）
① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または <u>払戻請求書</u> によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。	① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
② (略)	② (略)
(略)	(略)
第 16 条（印鑑照合等）	第 16 条（印鑑照合等）
① 手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> 、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
② ③ (略)	② ③ (略)

※ 変更後の規定は、変更日にホームページへ掲載いたします。

以上